

協議第 8 号

合併の期日について

合併の期日について提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	1 - (2)	合併の期日
平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに合併する。 平成 1 7 年 3 月 1 日を目標期日とする。		

平成 年 月 日確認・継続協議

(協議第8号関係)

美方町・村岡町・香住町合併協議会の調整方針

協議項目	合併の期日について
調整方針	平成17年3月31日までに合併する。 平成17年3月1日を目標期日とする。 ただし、「市町村の合併の特例に関する法律」(以下「合併特例法」という。)の改正の動向を考慮するものとする。
項目	参 考 資 料
根拠	1. 合併特例法の適用 附則第2条に規定する有効期限(平成17年3月31日限り)内とする。
選定理由	1. 合併目標を平成17年3月1日とする理由 合併協議及び合併準備(電算等)に期間を要することから合併特例法に規定する有効期限月を最大限生かすため。 その他の日に設定した場合の影響 ・期限日である3月31日を期日とした場合、その年度の会計は1日のみとなり、その1日のために予算・決算その他手続き等事務処理に膨大な労力が必要となる。また、収入・支出が集中し伝票、会計処理はもちろん電算システム業務に相当な労を要する。
【参考法令】 合併特例法(抄) 附則第2条抜粋 地方自治法(抄) 第7条抜粋	(失効) 第2条 この法律は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。 (市町村の廃置分合及び境界変更) 第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。